

平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリング²を実施する。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の動向によっては、景気が下振れするリスクがある。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場会社数は減少したものの依然として高水準の上場が続いており、上場会社数や上場会社の平均監査報酬額は微増といった状況にある。大手監査法人³の上場被監査会社が監査人を変更するものも最近多くみられている。

また、アジアを中心とした企業の海外進出や海外取引、M&A の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展している。

このような状況を踏まえて、国際的な大手上場会社の監査を行う監査事務所においては、国際人材の確保・育成、IT・テクノロジーの活用、監査補助者の採用強化など監査手法の深化、複雑化への対応を行っているが、十分なものとなっていない状況もみられる。

（不正会計等への対応）

不適切な会計処理等の適時開示を行った上場会社数は、年間 60 件を超え、ここ数年増加傾向にある。また、IPO に関する不適切な事例が依然として指摘され

¹ 監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）については、平成 28 年 5 月 13 日に策定・公表。

² モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

³ 大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。

ているほか、海外子会社を含むグループ会社の会計問題もみられている。

近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われており、その対応の一環として、平成 29 年 3 月 31 日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（以下「監査法人のガバナンス・コード」という。）が金融庁から公表された。現在、大手監査法人や準大手監査法人⁴などがマネジメントの改革や外部の第三者の知見の活用など、監査の品質向上のためのガバナンス態勢の再構築に取り組んでいるところである。

（コーポレート・ガバナンス等における監査の役割）

近時の会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの導入などにより、企業のガバナンス機能の強化が図られ、現状、同コードは、ほとんどの上場会社で適用されているなど、企業のガバナンス機能の強化が進んでいる状況にある。

また、平成 28 年 2 月に同コードのフォローアップ会議において取締役会の独立性・客観性の向上が提言されるなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスを、より実効的なものとするのが期待されている。

一方で、最近も上場会社の海外子会社において会計問題が発生しているなど、海外グループ会社を含めた企業の内部統制に問題がみられている。監査事務所においては、被監査会社の内部統制を評価する際に海外事業も含めた企業の業務実態を踏まえた具体的な評価が徹底できているかが問われている。

（監査事務所における品質管理の現状）

監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の平成 28 年度品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については限定事項のない結論となっているものの、限定事項付き結論が付される監査事務所の割合は前年度に続き多い状況にある。

また、審査会検査の結果、業務運営が著しく不当であると認められるとして、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した監査事務所は昨事務年度 2 先であった。そのほか、勧告には至らなかったものの、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要する監査事務所があった。当該監査事務所に対しては、検査結果通知と併せて報告徴収命令を行い、改善を速やかに実施するよう促しているところである。

なお、審査会は、昨事務年度において大手監査法人 2 先に対してフォローアップ検査を実施したところであるが、いずれの法人も、不十分な点はあるものの、改善に向け組織的に対応している状況がみられた。

⁴ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC 京都監査法人及び優成監査法人の 6 法人を指す。

(国際的な監査監督機関の動向)

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、平成 29 年 4 月、東京に常設事務局を設置するとともに、加盟当局が参加する年次総会を東京で開催した。東京総会においては、IFIAR メンバー間の効果的な情報交換と協力関係を一層促進・強化し、より効率的な監査法人の規制に貢献するため、我が国を含む 22 か国・地域により多国間情報交換枠組み (MMOU) の署名がなされたところである。

以上のような情勢を踏まえ、平成 29 事務年度 (平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月) における監査事務所等モニタリング基本計画を次のとおり策定する。

1 平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本事務年度においては、次の点を重視して、下記 (1) から (6) の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

- ・ 監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促すような検証を行う。
- ・ 監査事務所の実施する監査が、形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的なものとなっているか検証を行う。

(1) 監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所は、数人から数千人のものまで、その規模に相当の差異があり、それに伴い業務運営等の態様も大きく異なっている。したがって、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所⁵に分け、その態様に応じたモニタリングを実施する。

なお、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所については、当該コードを踏まえ構築・強化した態勢が実効的なものとなっているかなどの観点から検証を行い、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

① 大手監査法人

国内グループ法人や海外業務提携先 (グローバルネットワーク) との関係も含め、ガバナンス等経営管理態勢等に係る報告徴収の実施など

⁵ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

フサイト・モニタリングを引き続き強化する。

また、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証及び最近の検査結果等を踏まえて重点事項を見直すなど、効果的な検査を実施する。さらに、フォローアップ検査において、改善への取組を検証し、自主的な改善行動を一層促していく。そのほか、必要が認められる場合には、定期的な検査にとられない機動的な検査を実施する。

② 準大手監査法人

準大手監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につなげることにより、大手上場会社等の監査を担う能力を有するようになることへの期待がある。

現状、準大手監査法人は、百人を超す常勤の職員と数十社の上場被監査会社を有するに至っている。こうした我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的実施するとともに必要が認められる場合には、定期的な検査にとられない機動的な検査を実施する。特に海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を重視する。

③ 中小規模監査事務所

監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、代表者や社員の意向や資質等を踏まえた監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢、個別監査業務の監査の品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、不備が監査事務所の体制やビジネスモデル等に起因するものか、根本原因を踏まえた実効性ある改善に取り組んでいるか等に重点を置き検証する。

(2) 協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、引き続き、総括的な検証を行う。

なお、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担・連携を図る。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局及び監査事務所の海外業務提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組をより一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法の一層の充実を図る。さらに、情報収集・分析結果については、必要に応じ報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) 監査業務をサポートする態勢の把握

大手監査法人や準大手監査法人の一部では、近時、リスク情報を部門横断的に管理する態勢や国際部門によるグループ監査への対応を強化し、また、IT を活用し、被監査会社の会計関係のデータを分析するツールを導入するなど、監査業務をサポートする態勢を整備してきている。このような態勢整備は監査の品質の確保・向上に対して大きな影響を与えると考えられるため、その状況を把握する必要がある。特に IT 化については海外業務提携先の開発方針や投資動向とも関連していることから、海外業務提携先を含めた意見交換等を通じて、その状況を把握する。また、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができてきているかなどについても把握することとする。

(5) 国際的な監査監督の連携強化

平成 29 年 4 月に、我が国を含む IFIAR メンバー 22 か国・地域により多国間情報交換枠組み (MMOU) が署名された。また、現在我が国は 7 か国との間で二国間の情報交換の枠組みである書簡交換 (EOL) を締結している。今後、このような枠組みを活用し、情報発信・情報共有を強化していく。

(6) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

具体的には、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、海外監査監督当局への職員の派遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進める。

2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁関係部局及び取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、品質管理レビューアーの増員及び機動レビューの導入など、近時レビュー実施態勢の強化を図ってきている。

こうした取組等により、直近の品質管理レビューにおいては、指摘の内容等に一定の向上が認められる一方で、指摘が、レビュー先である監査事務所における有効な監査の品質の向上につながっているかという観点においては、課題がみられる。

このようなことを踏まえ、協会においては、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、品質管理レビューの一層の実効性向上を図ることが期待される。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的検証を行う。

また、有効な改善・監査の品質の向上につながる品質管理レビューのあり方について審査会と協会との間で意見交換を実施するとともに、互いの機能の実効的な連携を図る。

加えて、審査会と協会との適切な役割分担については、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の状況を踏まえ、議論を行うこととする。

(2) 報告徴収

① 監査事務所に対して、その適切な監査の品質管理の定着を促す観点か

ら、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査業務の運営に関して適時に報告徴収を実施する。

特に、中小規模監査事務所については、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

また、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

なお、報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行う。

- ② 大手監査法人については、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。

- ③ 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。その際、金融庁関係部局と連携し、不備内容や重要性に応じた検証に努める。報告徴収の結果、改善状況が不十分であると認められる場合や問題となるような状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査など、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査において、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、一定期間の経過を待つことなく、検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告徴収を実施することを検討する。

3 検査基本計画

検査基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。その際、業務改善に向けた優れた取組等が認められる場合には、当該取組等も含めて評価するとともに、検査対象先とも認識を共有する。

検査結果については、監査事務所及びその被監査会社に対して指摘内容等

が的確に伝わるよう、検査結果通知書の記述内容等を見直したところであるが、今後も、検査結果の比較可能性も含め情報の充実等に努める。

以上を踏まえ、本事務年度検査においては、次に掲げる観点を重視し、監査事務所の態様に応じた検査を実施する。

- ① 品質管理態勢の確保・向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置を見直しているか。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案及びその他監査手続を実施しているか。
- ③ 検査対象監査事務所自らが、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているか。

(1) 大手監査法人に対する検査

大手監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、現場で監査業務を行う監査チームに対する品質管理や業務管理など、監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点をおいて検査を実施する。

- ・ 監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況（地方事務所の業務運営を含む。）の検証
- ・ 適切なリスク評価を行っているか、適切に職業的懐疑心を発揮しているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- ・ 監査契約の新規受嘱手続、特に大手上場会社に係る手続の検証
- ・ 被監査会社とのコミュニケーションの状況の検証

- ・ 海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動に係る検証

また、検査のフォローアップの強化の観点から、定期的を実施する通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。なお、フォローアップ検査の実施に当たっては、検査先の負担にも配慮し、事前の報告徴収、検査範囲の限定など検査の効率的な実施に一層留意する。

(2) 準大手監査法人に対する検査

準大手監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑み、定期的検査を実施する。検査に当たっては、共通したリスクに着目した効果的かつ効率的な実施に配慮しつつ、協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 当該監査法人における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況なども踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証
- ・ 組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証

- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査の品質の確認を中心とした検査を実施する。検査は、協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて実施する。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証。特に、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

4 モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、監査の品質の確保・向上に資す

るよう深度ある分析を行い、以下のとおり、広く一般に情報提供していくこととする。

- ① 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集を改訂する。また、説明会等を通じて、協会や監査事務所及び被監査会社等の関係先だけでなく、市場関係者等に対して積極的に発信する。
- ② 平成28年版より作成・公表しているモニタリングレポートについては、投資者等が監査に対する理解を深めることに資する観点から内容を改訂し、最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させるなど、今後も情報の充実に努める。

以 上